

楽ちんの家介護相談所（居宅介護支援）重要事項説明書

1. 相談窓口

令和6年4月1日現在

担 当 部 署	楽ちんの家介護相談所
担 当 者	介護支援専門員 八木 伸二 (介護福祉士・社会福祉士)
連 絡 先	0776-96-7033 (午前8:30～午後5:30)

2. 事業所の概要

事 業 所 名	楽ちんの家介護相談所
所 在 地	福井市市波町24-12
連 絡 先	TEL 0776-96-7033 FAX 0776-96-7033
開 設 年 月 日	平成26年6月1日
事 業 所 番 号	1870103072
営 業 日	月曜日から土曜日 (但し12月30日～1月3日は除く)
営 業 時 間	午前8:30～午後5:30
緊急時の連絡先	TEL 090-9767-6469 (原則24時間担当者の携帯電話につながります)
サービス実施地域	福井市

3. 職員体制

職 種	常 勤	取得資格	業務内容
管 理 者	1名(兼務)	社会福祉士	業務の管理
介護支援専門員	1名以上 (専従)	介護福祉士	居宅介護支援

4. 事業の目的・運営方針

目 的	要介護者等が、心身の状況や環境・本人や家族の意向をもとに介護サービスを適切に利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービスの確保や調整を行うこと。
-----	---

運 営 方 針	① 利用者が可能な限り居宅において、能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮する。 ② 利用者の選択に基づき、適切な介護サービスが総合的に提供されるよう配慮する。 ③ 常に利用者の立場に立って、公正中立に行う。
---------	---

5. 利用料金

(1) 居宅介護支援（ケアマネジメント）

当事業所の居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、サービス事業者との連絡調整、相談説明等）については、要介護認定を受けられた方は介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。（R6.4現在）

居宅介護支援費（Ⅰ） 取扱件数が40件未満	要介護1・2 要介護3・4・5	10,860 円／月 14,110 円／月
居宅介護支援費（Ⅱ） 取扱件数が40件以上 60件未満の部分に適用	要介護1・2 要介護3・4・5	5,503 円／月 7,126 円／月
居宅介護支援費（Ⅲ） 取扱件数が60件以上の 部分に適用	要介護1・2 要介護3・4・5	3,297 円／月 4,267 円／月
特別地域居宅介護加算	美山地区は上記の料金に15%加算されます	

(2) 利用者の状況、状態に応じた加算

初回加算 3,063 円／月	・新規に居宅サービス計画書を作成した場合 ・要介護認定区分が2段階変更、または要支援から要介護となった場合、過去二月以上居宅介護支援費を算定していない場合
入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,500 円／月	入院当日に情報提供を行った場合に算定（入院日以前の情報提供、営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む）
入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,000 円／月	入院後3日以内に情報提供を行った場合に算定（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算し3日目が営業日でない場合はその翌日も含む）
退院・退所加算 4,594円～9,189円／回	退院又退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者の情報を得る等の連携を行った場合。（入院又は入所期間中1回を限度）

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円／回	利用者の状態の急変等に伴い、利用者宅で行われるカンファレンスへの参加を行った場合 (月に2回を限度)
通院時情報連携加算 加算500 円／月	利用者が病院又は診療時において医師又は歯科医師の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に対する必要な情報提供を行けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に算定します。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行います
ターミナルケアマネジメント加算4,000 円／月	医師の医学的知見に基づき、回復の見込みがないとの診断を受け、在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた医師に提供した場合に算定します
特定事業所加算A 1,140 円／月	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合に算定します

※利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦上記の料金をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。この証明書を後日、市町村窓口に提出すると、払い戻しを受けることができます。

(3) 交通費

サービス実施地域については無料です。

それ以外の地域の方は実施地域を超えた地点から1キロ50円を実費として徴収させていただきます。

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの手順

①相談受付

ご自宅や病院などご本人のところに介護支援専門員が訪問します。

②介護保険の申請代行

ご本人や家族に代わって、お住まいの市町村に介護保険の認定のための申請をします。また、心身の状態の変化に合わせて要介護の変更申請も行います

③介護サービス計画の作成

ご本人やご家族と相談しながら、複数の事業所を紹介し、利用する介護保険サービス提供事業所等と連絡調整し作成します。（計画作成について利用者負担はありません）

④介護サービス計画に基づいたサービスの利用開始

それぞれ介護保険サービスの利用状況を毎月の終わりに確認します。

⑤必要に応じたサービス計画の変更

ご本人の心身の状態の変化、ご家族や住環境の変化に応じて計画の変更を行います。

7. 事故発生時の対応

利用者に対する面談中に事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする、また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

8. 秘密保持の対応

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者介護等において、利用者の個人情報を用いません。

前項にかかわらず、サービスの質の向上を目的とし事業者が第三者評価を受診する場合においては、福井県が認定した第三者評価機関に対して、利用者及びその家族等に関する個人情報を提供します。

なお、個人情報の範囲については、介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとします。

9. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1. 虐待防止のための対策を講じる委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止のための指針の整備をしています。
3. 成年後見制度の利用を支援します。
4. 苦情解決体制の整備をしています。
5. 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修（年1回以上、採用時）を実施しています。
6. サービス提供中に、当事業所の従業者又は家族等による虐待や身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。
7. 虐待防止に関する担当者を設置しています。

10. 身体拘束の適正化について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

11. 業務継続計画の策定等

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じています。
2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的実施しています。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等

事業所において感染症が発生又は蔓延しないように、次の措置を講じます。

1. 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
2. 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
3. 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修(年1回以上)及び訓練(年1回以上)を定期的実施します。

13. ハラスメント対策

1. 事業所は適切な指定居宅介護支援事業所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。
2. 利用者、家族等からの事業所やその他関係者に対しての故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、契約を解除させていただく場合があります。

14. サービス内容に関する苦情

当事業所が提供したサービス、また居宅サービス計画に基づいて提供されたサービスについて、苦情や相談があった場合には、速やかに対応を行います。

(1) 当事業所の苦情相談窓口

担 当 部 署	楽ちんの家介護相談所
担 当 者	管理者 八木 伸二(介護福祉士・社会福祉士)
連 絡 先	Tel/fax 0 7 7 6 - 9 6 - 7 0 3 3

(2) 当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口もあります。

福井市役所 介護保険課	福井市大手 3 - 1 0 - 1	Tel 0 7 7 6 - 2 0 - 5 7 1 5
福井県国民健康保険 団体連合会	福井市西開発 4 - 2 0 2 - 1	Tel 0 7 7 6 - 5 7 - 1 6 1 4
福井県運営適正化 委員会	福井市光陽 2 - 3 - 2 2	Tel 0 7 7 6 - 2 4 - 2 3 4 7

15. サービス提供事業所の選定

ご利用者の希望に基づいて、複数のサービス提供事業者を紹介します。

16. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護等）、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 住 所 福井県福井市市波町24-12
事業者名 一般社団法人イージークアネット福井
代表者名 理事長 八 木 伸 二

説明者名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者
住 所
氏 名

代理人・立会人
住 所
氏 名